

木造住宅耐震改修補助事業

【対象住宅】

- ・昭和56年5月31日までに建築または着工された戸建木造住宅（在来軸組構法、桝組壁工法、伝統的構法によるもの）
- ・耐震診断の結果、大地震で倒壊する可能性がある、または高いと診断されたもの（上部構造評点が1.0未満と診断されたもの）

【対象者】

- ・市内の対象住宅を自己又は3親等以内の親族が所有し、居住しているか耐震改修後の住宅に居住する人
- ・本人と世帯に属する全員が市区町村税を滞納していないこと

【耐震改修区分〔補助額〕】

- ・全部改修 対象住宅の全部の上部構造評点が1.0以上となるように改修すること〔全部改修に係る費用の5分の4以内の額（上限100万円）〕
- ・耐震シェルター等設置 一部の部屋の耐震性能を確保するもの（耐震シェルター、防災ベッド等）を設置するもの〔耐震シェルター等設置に係る費用の2分の1以内の額（上限60万円）〕

令和8年2月末までに完了報告予定であることが条件です

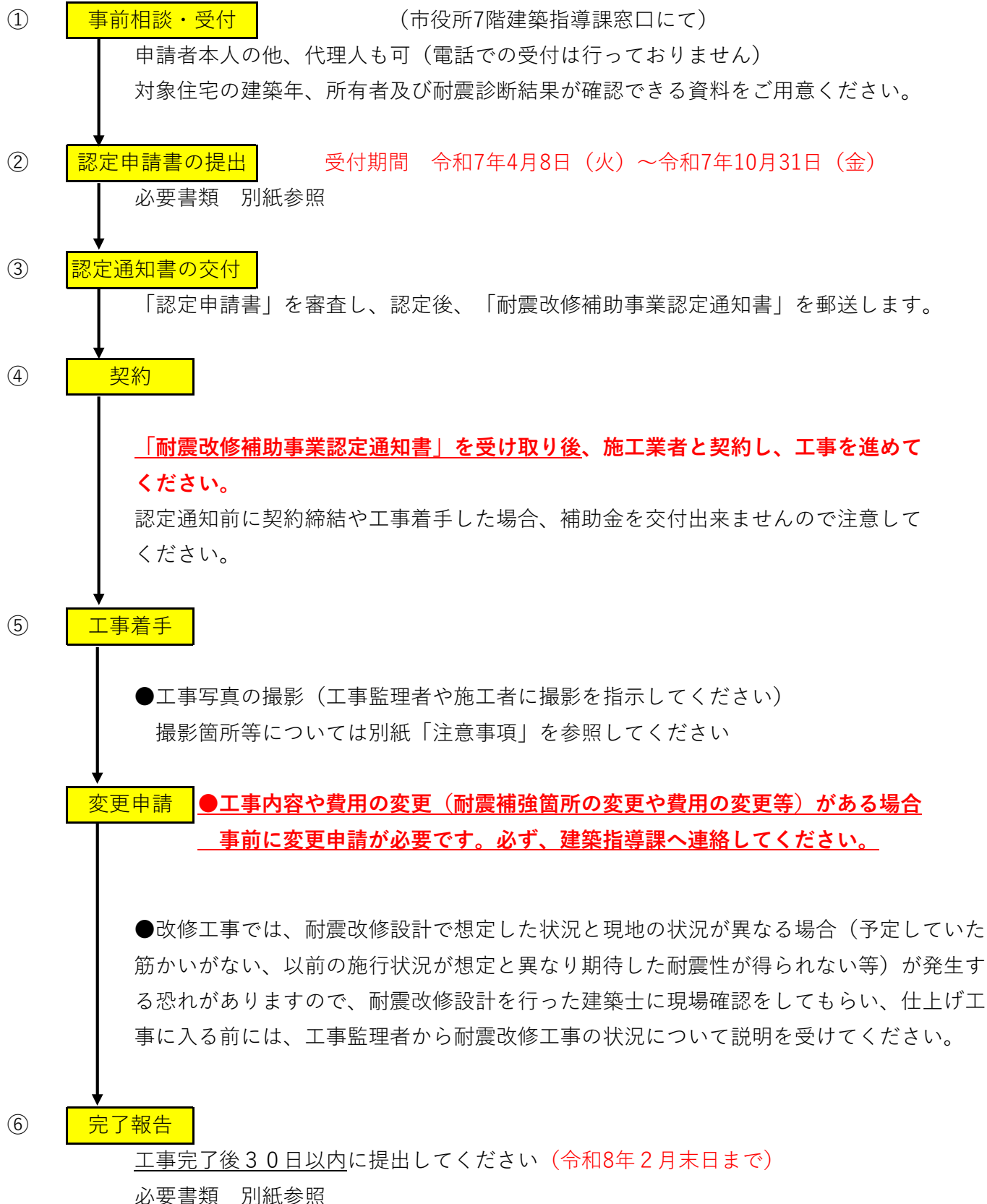
【注 意】

- ・この規則に基づく補助金の申請ができるのは1人1回限りです
- ・市の予算の範囲内での受付となりますので、予算が無くなり次第終了とします

いずれの工事も、申請後、認定通知が届いてから施工業者と契約してください

- ・契約締結済や、工事に着手済の場合は申請できません
- ・所有者本人以外の申請の場合、贈与税がかかることがあります
- ・この補助金は他の補助金と併用できないことがあります
- ・一時所得として課税対象となることがあります
- ・木造住宅の耐震改修工事を行った場合、所得税の特別控除、固定資産税の減額措置を受けられることがあります（問い合わせ先 館林税務署、太田市役所資産税課）

事業の流れ



注意事項

【対象工事について】

○耐震改修工事

補助対象となる耐震改修工事は、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上にするための工事です。主に、次のような補強工事が補助対象となります。

(1) 耐震壁の増設、補強

筋かいを入れたり構造用合板を張って、強い壁をバランスよく増やす。

(2) 金物等による補強

柱、土台、梁、筋かいの接合部を金物で補強する。

(3) 基礎の補強

鉄筋コンクリート基礎のひび割れを補修する。

無筋コンクリート基礎を補強する。

(4) 屋根等の軽量化

瓦屋根を軽量の金属屋根等に葺き替える。

(5) その他

劣化した部材を取り替える。

補強工事に伴う内外装の撤去・復旧工事等。

※次のような工事は補助の対象にはなりません。

- ・耐震改修工事に関連しないリフォーム工事の費用
- ・仕上げ材等をグレードアップさせる工事の費用

【見積書、契約書、領収書について】

耐震改修工事に関連しないリフォーム工事は、耐震改修補助の対象になりません。

見積書、契約書、領収書は、耐震改修工事分を別に作成してください。

【契約について】

「耐震改修補助事業認定通知書」を受け取り後、施工業者と契約し工事を進めてください。

【耐震診断者、耐震改修設計者、工事監理者の資格について】

耐震性の評価は、一般財団法人 日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づき、一級建築士、二級建築士又は木造建築士で、木造住宅の耐震改修と補強方法に関する講習会を修了した者による一般診断法または精密診断法によるものです。

そのため、耐震改修の設計者、工事監理者についても同様の講習会受講者となります。

【写真について】

工事状況が確認できるように、工事前、工事中、工事終了後の写真撮影を工事監理者に指示してください。特に、工事終了後では、補強金物や筋違い等の設置状況が仕上げ材等により隠れてしまいますので注意が必要です。

【写真は以下の内容を撮影してください】

※なるべく同じアングルから撮影してください

撮 影 箇 所	【全部改修】補強箇所ごとに撮影してください	
	工事前	①工事前（既存）の仕上げ状況が確認できる写真
	工事中	②既存の壁内（工事前）の状況が確認できる写真
		③壁内の補強部材取り付け後の状況が確認できる写真
	工事後	④補強部分の仕上げ状況が確認できる写真
【耐震シェルター等設置】工事前・工事後の写真（設置の状況がわかるように）		

【工事の内容に変更がある場合】

認定申請時の内容から、工事内容や費用の変更（耐震補強箇所や評点の変更、費用の変更等）がある場合は**事前に変更申請が必要です**。必ず、建築指導課へご連絡ください。

変更申請手続き後、「耐震改修補助事業認定変更承認通知書」を送付します。

「同通知書」を受領後、施工業者と契約し工事を進めてください。

【耐震改修結果について】

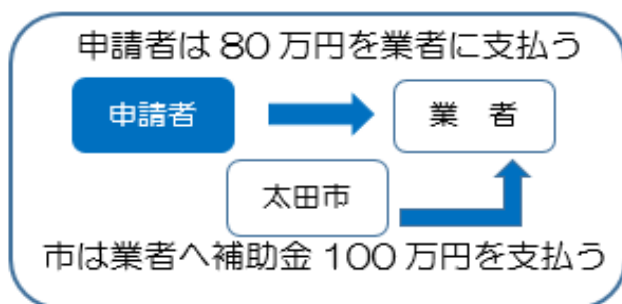
耐震改修後、耐震改修結果について工事監理者から説明を受けてください。

【代理受領制度が利用できるようになりました】

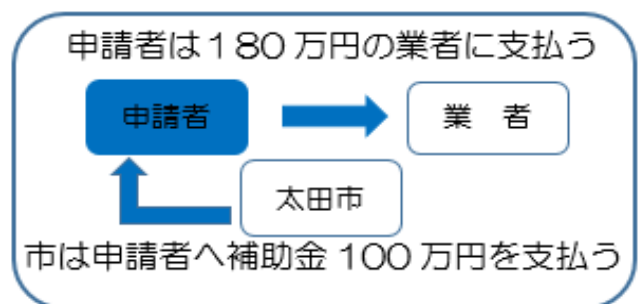
申請者から委任された業者が補助金を直接受け取る制度です。申請者は工事費用等と補助金額の差額分のみを用意すれば良いので、当初の費用負担が軽減されます。

【代理受領のイメージ】

（耐震改修に係る費用180万円、補助金額100万円の場合）



【代理受領制度を利用した場合】



【通常の場合】

※この制度を利用する場合は、事前に施工業者と調整が必要です

提出書類一覧

【認定申請時】

		全部改修	シェルター等
1	耐震改修補助事業認定申請書 (様式第1号)	○	○
2	建築年を証明するものの写し (建築確認通知等)	○	○
3	住宅の所有者が確認できるもの (登記事項証明書等)	○	○
4	耐震改修の設計図書	○	○
5	耐震改修工事の見積書の写し (補助事業分を分けてください)	○	○
6	耐震シェルター等設置場所がわかる書類 (平面図等)、市長が認めた耐震 シェルター等であることを証する書類		○
7	建築確認済証写し	○ (必要な場合)	○ (必要な場合)
8	耐震診断の結果	○	○
9	木造住宅の耐震診断と補強方法に関する講習会受講修了証の写し (※市の一般診断を受けた場合は不要)	耐震診断者 (※) 改修設計者 工事監理者	耐震診断者 (※)
10	建設業許可証写し	○	○
11	完納照合票	○	○
12	戸籍等 (申請者と所有者が異なる場合、 関係が分かるもの)	○	○

提出書類一覧

【完了報告時】

完了報告は、工事完了後30日以内に提出してください（令和8年2月末日まで）

		全部改修	シェルター等
1	耐震改修補助事業完了報告兼補助金交付申請書（様式第6号）	○	○
2	耐震改修内訳書（様式第7号）	○	○
3	耐震改修工事契約書の写し （補助事業分のみ）	○	○
4	工事内容の内訳が分かるものの写し	○	○
5	耐震改修工事費用の領収書の写し （補助事業分のみ）	○	○
6	工事の状況が確認できる写真	○ 補強全箇所「工事前・工事中・工事後」	○ 工事前・工事後
7	完了検査済証の写し	※（建築確認が必要な場合）	※（建築確認が必要な場合）
8	住民票写し（認定申請時に対象住宅に 居住していなかった方）	※必要な場合	※必要な場合
		※改修後の住宅に住所変更後、完了報告を提出してください	
9	補助金の代理受領に係る委任状 （様式第8号）	※代理受領する場合	※代理受領する場合
10	補助金の代理受領の委任に係る同意書 （様式第9号）	※代理受領する場合	※代理受領する場合
11	補助金支払請求書（様式11号）	○	○